

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の人口は国勢調査によると、令和 2（2020）年の人口は 245,392 人であった。これは県内人口の 6.8%を占め、県内市町第 3 位であるものの、平成 27(2015)年の人口 248,399 人と比べると、3,007 人の減少（増減率△1.2%）となっており、近年は減少を続けており、人手不足への対応が課題となっている。

令和 3（2021）年 6 月 3 日現在で実施した経済センサス活動調査では、事業所数は 11,310 事業所で、平成 28（2016）年 2 月 1 日現在で実施した調査と比べると 468 事業所（4.0%）の減少となっている。

産業分類別事業所数の構成割合は、「卸売業・小売業」が 2,592 事業所で構成比 22.9%と最も多く、次いで「製造業」1,377 事業所（同 12.2%）、「建設業」1,218 事業所（同 10.8%）、「宿泊業・飲食サービス業」1,142 事業所（同 10.1%）となっている。

前述のとおり、本市の事業所数は減少傾向にあり、平成 28 年から令和 3 年にかけて約 468 事業所が減少しているが、その要因として構成比割合が高い卸売・小売業、製造業、宿泊・飲食サービス業の減少が挙げられる。

また、従業者数は、119,854 人であり、平成 28（2016）年の調査と比べると 715 人（0.6%）増加しており、事業所数が減少する中で全体の従業員数は微増しているため、結果として 1 事業所あたりの従業員数は増加している。

このような状況の中、本市に事業所を有するあらゆる事業者が今後も持続的な発展を続け、その雇用を維持し、地域経済の好循環を促進するためには、労働者がどれだけ効率的に成果を生み出したかを定量的に数値化した「労働生産性」の向上や整備投資による事業の活性化が強く求められる。

(2) 目標

各種施策及び本計画の周知を図り、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく先端設備等導入計画を 80 件認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

各種施策及び本計画の着実な遂行により、中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項に基づく先端設備等導入計画として富士市長の認定を受けた事業者が同計画

に基づき先端設備等を導入し、当該事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均３％以上向上し、もって本市域内の労働生産性を高めることを目標とする。

※参考：富士市内企業等の 2021 年労働生産性：4,810 千円／人

（出典：内閣府地方創生推進室ビッグデータチーム・経済産業省地域経済産業調査室「RESAS - 地域経済分析システム」）

2 先端設備等の種類

「1 先端設備等の導入の促進の目標」において述べたとおり、本市域内の労働生産性を高めることを目標とすることから、あらゆる分野において、先端設備等の種類を限定することなくその導入を推進する必要がある。

よって、本計画において対象となる先端設備等の種類は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は、地域の直接的な雇用に繋がらないため、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

（1）対象地域

「2 先端設備等の種類」において述べたとおり、本市域内の労働生産性を高めるため、あらゆる分野において広く先端設備等の導入を推進する必要がある。

よって、本計画において対象となる区域については、特段の制限をせず、本市の全域を対象とするものとする。

（2）対象業種・事業

「2 先端設備等の種類」において述べたとおり、本市域内の労働生産性を高めるため、あらゆる分野において広く先端設備等の導入を推進する必要がある。

よって、本計画において対象となる業種、事業等については、特段の制限をせず、それらの全てを対象とするものとする。

4 計画期間

（1）導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意の日から 2 年間とする。

（令和 7 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日までとする。）

（2）先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

「1 先端設備等の導入の促進の目標」にて述べたとおり、従業者数の減少による労働生産性の向上ではなく、設備の更新等に基因する付加価値額を上昇させることによる労働生産性の向上を推進することが重要であることから、人員削減を目的とした取組は、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

また、次に掲げる者の取組及び当該者との関係が認められるものによる取組、専ら風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する取組及び当該取組を営む者による取組並びに各種法令等に違反し、又は市の行政指導に従わずに実施するものと認められる取組については、市の負担をもって先端設備等の導入を推進することが社会通念上不適切であると判断されることから、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合はその法人の役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（富士市暴力団排除条例（平成24年富士市条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる者
- ・ 暴力団（富士市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に参加していると認められる者
- ・ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる者
- ・ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・ 役員等が暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有していると認められる者